



センター長が個別に指定するものとする。

(休暇帰国)

第8条 学長は、職員のセンターにおいて引き続き勤務する期間が、在勤地に到着した日の翌日から起算して6箇月経過したとき（以下「6か月経過時」という。）に1回及び6箇月経過時から引き続き勤務する期間が1年を経過するごとに1回、暦日による14日以内の期間（センターと本邦との間を往復するに要する期間を除く。）の休養のために帰国（以下「休暇帰国」という。）を許可することができる。

2 病気その他やむを得ない理由により学長が特に認めた場合には、前項の期間に暦日による14日以内の期間を加えることができる。

3 前2項の休暇は、特別休暇として取り扱うものとする。

4 休暇帰国をしようとする者は、休暇帰国許可願をセンター長を経由し、学長に提出してその許可を受けなければならない。

5 学長は、前項の許可をしたときは、直ちにセンター長を経由して休暇帰国許可願を提出した者に通知しなければならない。

6 休暇帰国の許可を受けた者は、許可された日程により帰国しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により、許可された日程により難しいときは、センター長を経由し、学長の承認を受けなければならない。

(休暇帰国に係る旅費)

第9条 前条の規定により休暇帰国が許可された者に対しては、旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費は、センターと本学間の最も経済的な通常の経路による往復の旅行について、国立大学法人岡山大学職員旅費規程（平成16年岡大規程第22号。以下「旅費規程」という。）により計算した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費とする。

3 前項の場合において、職員が当該休暇帰国に際し、扶養親族（国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号。以下「給与規則」という。）第13条の規定に基づき扶養手当が支給されている扶養親族に限る。）を随伴するときは、旅費規程第37条の規定に準じて計算した旅費に相当する額を前項の旅費に加算して支給することができる。この場合、旅費規程第37条第2項第1号中「鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び支度料」とは、「鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額」と、同条同項第2号中「鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当」とは、「鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額」と読み替えて準用するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、職員が第12条第2項の規定に基づき、休暇帰国の際に定期健康診断を受けるときは、当該受診日について日当を支給するものとする。

(一時帰国)

第10条 職員が、結婚する場合で、本邦で結婚式その他結婚に伴い必要と認められる行事等を行うとき、又は職員の親族が死亡したときは、一時帰国することができる。この場合、就業規則第58条第5号又は第12号に定める特別休暇の日数にセンターと本邦間の往復に要する日数を加えることができる。

(懲戒)

第11条 職員の行為が、就業規則第67条に定める懲戒事由に該当する場合には、職員を国内勤務に復帰させ、懲戒処分を行うことができる。

(健康診断)

第12条 職員は、国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号。以下「安全衛生管理規程」という。）第16条第5項の規定に基づき、出

国しようとするとき、及びセンター勤務を終えて帰国した後（引き続き法人業務に従事する場合に限る。）に、海外派遣職員健康診断を受診しなければならない。

2 職員は、第8条第1項の休暇帰国した際に安全衛生管理規程第16条第1項第2号の定期健康診断を受け、その結果を書面により提出しなければならない。ただし、職員が他の一時帰国の際、又はインド国で安全衛生管理規程第17条第1項に掲げる健康診断の項目の全てについて受診した場合で、その結果を書面により提出したときは、この限りではない。

3 前2項の健康診断に係る費用は、法人が負担するものとする。

（赴任及び帰国に係る旅費）

第13条 新たに採用された職員がセンター勤務を命ぜられたとき、又は現に在職する職員でセンター勤務を命ぜられたとき、若しくはセンター勤務を終え本邦へ帰国し、引き続き法人業務にするとときは、旅費規程に基づき赴任等に係る旅費を支給するものとする。

2 前項に規定する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

（帰住旅費）

第14条 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行する場合には、旅費規程に基づき、帰住に係る旅費を支給するものとする。

（給与等）

第15条 職員の給与については、当該職員に適用される岡山大学の就業規則等に関わらず、インド国における生活環境、センターにおける勤務環境等インドへの派遣の実態を考慮して、特別に次のとおりの措置を行うものとする。ただし、インド国における経済情勢の変化等の事情により、この条項による措置では派遣に支障が生じると学長が判断する場合は、更に特別の措置を行うものとする。

一 俸給の調整額

感染性の高い検体を常時取り扱う業務の特異性、インド国における言語環境・商慣習の違い等に伴う様々な業務処理の困難性を考慮して、給与規則第3条に定める俸給の調整額に準拠して、同条第2項に定めるところの調整基本額に調整数3を乗じた額を支給するものとする。

二 派遣職員居住手当

前年度の各月初めにおけるルピーの円換算レートの年間平均に契約家賃を乗じて得た円換算額（1,000円未満切り捨て）を派遣職員居住手当として支給するものとする。なお、給与規則第15条に規定する住居手当は支給しないものとする。

三 ハードシップ手当

生活水準・生活様式や社会環境、気候風土の違いなどから生じる肉体的・精神的負担等を勘案してハードシップ手当を支給することとし、その月額は、100,000円とする。

2 職員の給与は、当該職員からの申し出により、ルピーに換金してインドへ送金できるものとする。

3 職員の給与に対してインド国が税金を徴収する場合は、その税金は法人が負担するものとする。

（就業規則の準用）

第16条 この要項に定めのない事項については、就業規則の規定を準用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年1月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年8月17日から施行し、改正後の第8条第1項の規定は、平成23年12月1日以降新たにセンターに勤務した者に適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成28年10月4日から施行する。
- 2 この要項の施行日の前日から引き続き在職する職員の給与に関する事項については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定の適用を受ける職員で、日本においてセンターに関する業務に従事していた者に対する期末手当及び勤勉手当に関する在職期間及び勤務期間（以下「在職期間等」という。）の算定については、当該業務に従事していた期間を在職期間等に算入する。

附 則

この要項は、令和2年4月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。